□不利益処分の処分基準

部	課室等名	市民文化部 住民課 庶務係 葬斎場
不利益処分名		徳島市立葬斎場利用承諾の取消し等
根	拠 法 令	徳島市立葬斎場条例
根	拠 条 項	第9条
連	絡 先	(電話 621-5132)
処分基準	参考事項	【徳島市立葬斎場条例】 (利用の承諾の取消し等) 第9条 市長は、利用者がこの条例又はこれに基づく規則に違反したときは、利用の承諾を取り消し、又はその利用を制限し、若しくは停止し、又は退場を命ずることができる。
	設定等年月日	平成26年 8月 1日設定(令和 6年 1月 17日最終変更)